

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための 雇用管理の改善に係る措置に関する基本的な指針の見直しについて

平成 18 年 6 月 13 日
中小企業庁経営支援課

1. 法改正の概要

法第 4 条に規定する改善計画の類型として、実践的な職業能力の開発・向上が必要な若者にとって良好な雇用の機会を創出し、技能継承を円滑に進めるための取組に関する改善計画を追加し、当該改善計画を策定した事業協同組合等又は中小企業者を支援する枠組を新設する。

基本指針へ反映

(参考) 指針の構成 (指針で定める事項: 法第 3 条第 2 項)
中小企業における経営及び雇用の動向に関する事項
中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置の内容に関する事項
その他中小企業者が雇用管理の改善に係る措置を行うに当たって
配慮すべき重要事項)

2. 基本指針の見直しの骨格

- ・ 中小企業における経営及び雇用の動向 (最近の中小企業政策、雇用施策を取り巻く状況に即した内容に見直し)
- ・ 中小企業が行う雇用管理の改善に係る措置内容 (「教育訓練の充実」、「雇用管理改善」の項目について、追加する改善計画に対応した見直し)